

■ 市民・事業者が日常の生活や活動の中で取り組んでいくこと

自然環境	市民	● 動植物の生息・生育環境保護のための活動に取り組みましょう。 ● 市民農園などを利用して農業に携わりましょう。 ● 地域における農地・農業用水・農村環境の保全活動に参加しましょう。 ● 自然体験学習や自然観察会に参加し自然環境への理解・関心を高めましょう。 ● 有害鳥獣や特定外来生物に関する正しい知識を身につけましょう。
	事業者	● 事業活動や開発の際には、生態系の保全に十分配慮しましょう。 ● 耕作放棄地・遊休農地の利活用に協力しましょう。

生活環境	市民	● 調理用油など環境負荷の大きいものは直接排水口に流さないようにしましょう。 ● 公共下水道整備済み区域では、下水道へ接続しましょう。 ● 公共下水道整備区域や農業集落排水事業区域以外の地域では、合併処理浄化槽を設置しましょう。 ● 近所迷惑となる過度な騒音は出さないようにしましょう。 ● 身近な生活空間に花や緑を増やす活動に参加しましょう。 ● 公園や緑地の維持管理活動へ参加しましょう。 ● 区・自治会が行う緑化・美化活動等に積極的に参加しましょう。
	事業者	● 不適切な野焼きはやめましょう。また、農業などに伴うやむを得ない野外焼却においても、風向や風量、時間帯などを考慮し、周辺環境に悪影響を与えないように努めましょう。 ● 事業活動に起因する排ガス及び排水については、規制基準を遵守し、排出量の削減に努めましょう。 ● 事業活動に起因する騒音・振動については、規制基準を遵守し、騒音・振動の低減に努めましょう。 ● 有害化学物質や農薬など、環境に悪影響を与える恐れのあるものを取り扱う際には、法令を遵守し、適切な管理を徹底しましょう。

快適環境	市民	● ボイ捨てや不法投棄はやめましょう。 ● 自分の所有する土地であっても、ごみや不用品などを放置しないようにしましょう。 ● ペットの飼育に関する正しいマナーを身につけましょう。 ● 清掃活動など地域の環境美化活動に参加しましょう。 ● 空地・空家の所有者は、定期的な状況把握を行うとともに、必要に応じ、修繕や除草、不法投棄に対する対策を講じるなど、適正な管理に努めましょう。 ● 自らが歴史・文化の担い手として伝統行事や民俗を次世代に継承していきましょう。 ● 本市の歴史や文化に関する講演会や体験学習などに参加し、地域の歴史・文化への関心を高めましょう。
	事業者	● 建設や開発の際には、周辺環境との調和に配慮しましょう。 ● 地域の一員として周辺環境の美化活動に取り組みましょう。

地球環境	市民	● エコバッグの持参や、詰め替え商品の選択など、日常生活からごみを出さない工夫をしましょう。 ● 水切りや堆肥化など生ごみの減量化に取り組みましょう。 ● リサイクル活動や資源回収事業に協力しましょう。 ● 節電・節水を心掛け、省エネルギー行動を実践しましょう。 ● 車や家電製品を購入する際には環境負荷の小さい製品を検討しましょう。 ● アイドリングストップなどのエコドライブを実践しましょう。 ● 公共交通機関や自転車など温室効果ガス排出の少ない移動手段を活用しましょう。 ● 再生可能エネルギーの導入を検討しましょう。
	事業者	● 消費者にエコバッグや容器を持参するように働きかけましょう。 ● 事業活動に伴うごみの排出量の削減に努めるとともに、分別を徹底しましょう。 ● 節電・節水を心がけ、省エネルギー行動を実践しましょう。 ● 設備や業務用品を購入する際には環境負荷の小さい製品を検討しましょう。 ● アイドリングストップなどのエコドライブを実践しましょう。 ● 再生可能エネルギーを導入する際は、周辺環境への負荷の低減を検討しましょう。

橋本市環境基本計画(第二次)

概要版

平成30年 月

橋本市

環境基本計画とは

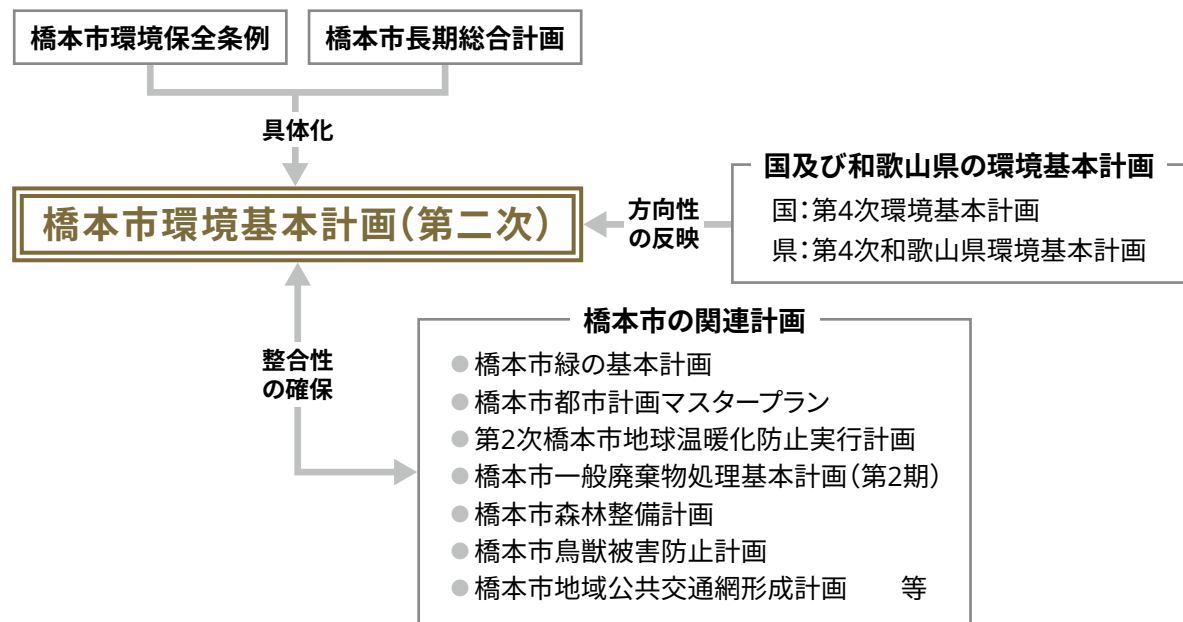
環境基本計画とは、「橋本市環境保全条例」第10条の規定に基づき定める計画であり、橋本市が環境自治として必要な総合的な環境施策の指針を明らかにするために定めるものです。

橋本市では、2008年（平成20年）に「橋本市環境基本計画（以下、「前計画」とします。）」を策定し、様々な環境保全に向けた取組みを推進してきましたが、生物多様性の低下や廃棄物排出量の増大、地球温暖化の進行、東日本大震災後の電源構成の変化など環境をめぐる社会情勢が大きく変化してきたことから、これから将来にわたり、橋本市が環境自治を行う上で必要となる総合的な環境施策の指針を明らかにするため新たな環境基本計画（以下、「本計画」とします。）を策定することとしました。

計画の位置づけ

本計画は「橋本市長期総合計画」を環境面から補完し具体化するものとして策定します。

また、前計画の基本的な考え方と取組みを継承するとともに、関連計画との整合を図ることで、市の計画として一貫性のあるものを目指します。



対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、前計画の環境分野を引き継ぎ「自然環境」、「生活環境」、「快適環境」、「地球環境」の4分野とします。

環境の分野	分野を構成する要素
自然環境	動植物や生態系に関わる分野です。 地域の豊かな自然の保全・創出などに関わるような要素を含みます。
生活環境	日常生活活動に関わる分野です。 都市化やそれに伴う様々な事象で、健康や安全、公園・緑地などに関わるような要素を含みます。
快適環境	生活にやすらぎと潤いを与える分野です。 環境美化や景観、歴史・文化などに関わるような要素を含みます。
地球環境	地域や国を超えたグローバルな視点に立った分野です。 資源循環や地球温暖化など生活の身近な行動が与える地球への負荷に関わるような要素を含みます。

目標実現に向けた取り組み

本計画では、環境基本計画を推進するうえで本市が目指すべき環境の将来像「目指すべき目標像」、将来像の実現に向けた施策の基本的な方針「基本目標」、それらの達成に向けた「個別目標」及び具体的な取り組みの内容を定めました。

また、将来像の実現には、本市に関わるすべての人が環境の保全と創造に携わる必要があることから、具体的な取り組み内容を「市が主となって取り組んでいくこと（環境施策）」と「市民・事業者が日常生活や活動の中で取り組んでいくこと」の2つに分けて定めました。

市が主となって取り組んでいくこと

	基本目標	個別目標	環境施策
目指すべき目標像	自然環境 豊かな水や緑を守り育んでいくまちづくり	① 動植物の生息・生育環境を保全しよう	■ 森林の保全 ■ 水辺の保全 ■ 特定外来生物対策の推進
		② 里地・里山の環境を守ろう	■ 農地の保全 ■ 里地・里山(中山間地域)の保全 ■ 有害鳥獣対策の推進
		③ 自然に親しみ学ぼう	■ 自然環境教育の充実 ■ 自然環境保全活動の推進
		④ 自然環境の保全を推進しよう	■ 自然環境保全活動の推進
みんなで創る自然が豊かなまち	生活環境 健康で安心して暮らせるまちづくり	① さわやかな空気を確保しよう	■ 大気汚染物質の監視・規制 ■ 不適切な野外焼却への対策
		② 清らかな水を確保しよう	■ 水質汚濁物質の監視・規制 ■ 適切な排水処理の促進
		③ 快適な音環境のまちにしよう	■ 騒音・振動の監視・規制
		④ 有害化学物質の汚染防止に努めよう	■ 有害化学物質の監視・排出抑制
		⑤ 身近な緑を守り育てよう	■ 身近な緑の創出・適正管理の推進
	快適環境 快適さと豊かさを感じるまちづくり	① 清潔なまちをつくろう	■ ポイ捨て・不法投棄対策の推進 ■ 環境美化活動の推進
		② 美しい景観を保全整備しよう	■ 秩序ある土地利用の推進 ■ まち並み景観の向上
		③ 歴史・文化に親しみ守ろう	■ 歴史・文化的資源の保護・活用 ■ 歴史・文化の保護意識高揚
	地球環境 未来のためにできることから始めるまちづくり	① 資源を大切に使う	■ 一般廃棄物の減量化・再利用・再生利用の推進 ■ 産業廃棄物の発生抑制の推進 ■ 廃棄物の適正処理の推進 ■ 産業廃棄物の適正管理の推進
		② 地球温暖化の防止に努めよう	■ 温室効果ガスの排出抑制 ■ 再生可能エネルギーの導入促進 ■ 太陽光発電設備と自然環境の調和・規制